

工事請負契約に係る最低制限価格の算定式等の見直しについて

鹿児島県土木部監理課

改正前

1 最低制限価格の算定方法

下記の式により算出される額

$$\text{※ 最低制限価格(税込)} = K \times 1.08$$

$$K = A + B + C + D$$

H29年
公契連
モデル

A : 直接工事費 × 0.97

B : 共通仮設費 × 0.9

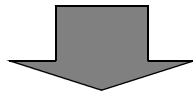
C : 現場管理費 × 0.9

D : 一般管理費 × 0.55

※設定範囲：予定価格の 70～90%

2 対象工事等

入札公告又は指名通知を行う工事及び製造についての全ての請負契約（維持修繕工事を含む）



改正後（平成31（令和元）年5月1日～）

1 最低制限価格の算定方法

下記の式により算出される額

$$\text{※ 最低制限価格(税込)} = K \times 1.08$$

$$K = A + B + C + D$$

H31年
公契連
モデル

A : 直接工事費 × 0.97

B : 共通仮設費 × 0.9

C : 現場管理費 × 0.9

D : 一般管理費 × 0.55

※設定範囲：予定価格の 75～92%

2 対象工事等

入札公告又は指名通知を行う工事及び製造についての全ての請負契約（維持修繕工事を含む）

<備考>

積算体系が土木工事標準歩掛によらない維持修繕工事の算定式（最低制限価格(税込) = 予定価格 × 88%）については据置き（改定なし）。